



西東京市生涯学習推進指針

(改訂版)

(平成 31(2019)年度～2023年度)

西東京市

最後に修正します。

目次

はじめに

- 1 生涯学習についての基本的考え方 1、2
 - (1) 生きることは学ぶこと ―ユネスコ学習権宣言―
 - (2) 生涯学習の理念
 - (3) 知識基盤社会への対応

- 2 これからの生涯学習 ―循環型の地域学習社会の創造― 3、4

- 3 西東京市の生涯学習をとりまく現状と課題 5~8
 - (1) 少子高齢化の進展
 - (2) 西東京市の生涯学習の推進状況
 - (3) 生涯学習に関する市民の意識

- 4 指針の策定にあたって 9
 - (1) 指針の位置付け
 - (2) 指針の期間

- 5 指針の基本的な視点 10
 - (1) いつでも どこでも だれでも
～すべての市民が主体的に学習できる環境づくり
 - (2) ひろがる学びを大切にする
～市民の主体的な学びとまちづくりとをつなぐ学習への支援
 - (3) よりよいネットワークづくりをめざして
～参画と協働のしくみづくり

- 6 指針の基本理念と方向性 11、12
 - (1) 基本理念
 - (2) 方向性

改訂にあたって

生涯学習をとりまく状況は、少子高齢化、高度情報化や国際化の進展などめまぐるしく変わる社会情勢を受け、日々変化しており、それらに係る施策の動向もかなり流動的になるものと推察されます。

このことから、平成26年度以降の生涯学習の推進に向けては、西東京市における生涯学習推進の理念と方向性を指し示す「生涯学習推進指針」を策定し、より即応性のある対応が可能となるよう、具体的な実施計画や事業内容に関しては、この指針を反映した個別計画を策定し、推進していくこととしました。

本指針の対象期間（平成26年度から35年度）の中間年にあたる平成30年度に、これまでの取り組みを整理するとともに、その後行われた法改正や国等の新しい動きを踏まえて情報を更新しています。

はじめに 生涯学習についての基本的考え方

(1) 生きることは学ぶこと —ユネスコ学習権宣言—

昭和 60 (1985) 年、ユネスコ国際成人教育会議において「学習権宣言」が採択されました。この宣言は、「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。」とし、学ぶ権利がすべての人間の普遍的かつ基本的な権利であることを明示しています。さらに、学習が人類を自らの歴史を創造する主体へと変えること、学ぶ権利なくして人間の発達はありえないとするなど、世界的に学習の役割の重要性が確認されました。

また、学習する権利は、単に与えられた権利として享受するだけではなく、学習者自身も自分の人生や歴史の主人公としての自覚を持ち、自己実現を図るための自己学習や相互学習により主体的に学習を進めていくことの大切さも示しています。

(2) 生涯学習の理念

生涯学習とは、「自己の実現や生活の向上、あるいは職業上の能力向上をめざし、豊かな人生を送ることができるよう、各人が自発的な意思に基づいて、自らに適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動」のことです。その活動は、学校教育や社会教育のように、意図的・組織的な活動の中で行われるだけでなく、個人が取り組むスポーツ・レクリエーション、文化活動やボランティア活動の中でも行われています。学習の機会も、学校、職場、地域社会などのあらゆる場を通じて提供されています。このように、生涯学習は、生きていく中で繰り広げられる様々な学習の総称であり、各人の生活や生きかたに深く関わっているものといえます。

生涯学習の理念については、平成 18 年の教育基本法の改正により、教育基本法第 3 条で、「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定され、これからめざすべき生涯学習社会のあり方が明確にされました。

これまで「生涯学習」という言葉は、趣味や生きがいづくりのための学習というイメージがありましたが、今後の生涯学習の取り組みとしては、学習により生活課題の解決や個人の成長、生きがいを見出すだけでなく、その学習の成果が広く認められ、さらにその成果を活かしていく取り組みも重要になってきました。

(3) 知識基盤社会への対応

これからの社会は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代であるといわれています。それは、今まで自分の持っていた概念や知識だけではなく、幅広い知識や柔軟な思考力に基づく判断が一層必要とされる社会です。そのため、生涯にわたり、あらゆる学習の場・機会を活用して、学習者の主体性により学びを進めることを求める理念と実践である生涯学習への期待は大きく、多彩な生涯学習活動を行い、その学習成果が活かされるような生涯学習社会の実現をめざした取り組みは、今後ますます重要になっています。

(4) これからの生涯学習 一循環型の地域学習社会の創造一

生涯学習社会の実現、それは市民一人ひとりの自己実現であるとともに、市民の生きる場、他者と共存する生活の場である地域をより豊かなものにしていくことにもつながります。

市民にとっての生活の場である地域は、他者との共存を基調とした「学習の場」でもあります。市民一人ひとりが地域の中で自由に学習活動を行うことにより、自分自身の豊かな生活を創り、生き生きと暮らすことができれば、それがまた、新たな学習意欲を生み出すことになります。そしてまた、市民それぞれが学んだ成果を活かし、市民同士で地域活動への参加を促進することで、市民の自治意識が高まり、地域づくりへと発展していきます。こうした地域づくりにより、生活の知恵や人との絆を持つ地域社会が生まれ、市民一人ひとりに豊かな人間関係が生まれ、市民が豊かな心を育てて生きていくと深く実感できる地域が創造されます。

そして、こうした生涯学習の促進により、市民の地域社会への参加意識が高まり、自分たちの暮らしているまちを自分たちの手でより良くするために、また新たな学習活動を生み出すという、知の循環型社会の創造が期待できます。これは、平成20年の中央教育審議会の答申で示された生涯学習の姿であり、個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会をめざしたものです。

また、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりでの教育を実現するため、「地域学校協働活動」が位置づけられました。幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で次代を担う子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うものであり、これにより、学びを通じた豊かな人間関係の広がりや、学びの循環などにつながることを期待されています。

さらに、医学の進歩や生活水準の向上により、人生100年時代*の到来が予測されていることから、平成30年6月に閣議決定された教育振興基本計画では、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっていることも述べられています。

1 指針の位置付け・期間

(1) 指針の位置付け

市第2次総合計画(後期基本計画)の施策の一つである「生涯学習環境の充実と主体的な学びの促進」の実現に向けて、西東京市が生涯学習の理念に基づき、一体となって事業を推進するための方向性を示すものです。

生涯学習社会の形成は、西東京市がめざすまちづくりの根幹をなすものであり、そのため、この指針は、教育、産業・労働、福祉、環境など幅広い行政施策において本指針の趣旨を反映することにより、西東京市の関連諸計画の教育・学習的な施策事業を豊かにするものです。

(2) 指針の期間

市第2次総合計画(後期基本計画)及び教育計画との整合性を図り、平成31(2019)年度から2023年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより本指針を改定する必要がある場合には、適宜その見直しを行います。また、指針に基づく各課の施策の事業の取り組みについては、各計画の進捗状況の点検・評価をみながら、必要に応じて調整を行います。

2 西東京市の生涯学習をとりまく現状と課題

(1) 少子高齢化の進展

◇平成35年には、市民の4人に1人が高齢者

西東京市人口推計調査報告書（平成29年11月）によれば、14歳以下の年少人口は、平成29年の24,736人（人口に対する割合は12.3%）から、2023年には24,304人（同12.0%）となる見込みで、その割合は、平成24年度以降減少が続いています。その一方で、65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、平成29年の47,682人（同23.7%）から、2023年には49,613人（同24.5%）となる見込みで、市民の4人に1人は高齢者という予測がなされています。

◀課題▶

西東京市の総人口は、2022年に202,532人まで増加し続けた後は緩やかに減少すると推計されており、人口減少社会へと突入していくことが見込まれます。

一方、市民一人ひとりの人生においては、「人生100年時代」を見据え、全てのひとが生涯を通じて自らの人生を設計し活躍できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、そして健康の保持・増進に資する「学び」と「活動」の循環の形成は、今後ますます重要となります。さらに、生涯学習を通じて、元気で活力のある高齢者が、学習成果を活かして地域が抱える諸課題の解決に向けて活躍できる仕組みづくりも必要です。

また、価値観やライフスタイルの多様化等により、子どもたちの成育を支える環境も大きく変化し、多様な人々とのつながりや交流が減り、地域の教育力の低下が指摘されるなど、人と人との係わり合いの中で学ぶ機会や場の確保が難しくなっています。こうした社会の変化を受け、地域活動での学校施設活用や学校教育における地域人材の活用といった学校と地域の連携のしくみづくりにより、学校と地域をつなげる生涯学習の取り組みも必要です。さらに、次世代を担う子どもたちに新しい時代を切り拓くための知恵や心を育てる生涯学習も重要になってきます。そのためには、地域住民が、地域学校協働活動を通じて地域の次代の担い手となる子どもたちの育成に参画することで、自身の自己実現や生涯学習の実現につながる仕組みづくりが求められます。

(2) 西東京市の生涯学習の推進状況

◇多様な分野で生涯学習推進事業に取り組んでいる

西東京市では、各課における生涯学習推進に関する事業は継続的に実施されており、子どもから高齢者まで、教育行政に限らず、文化・スポーツ、保健福祉、子育て支援などの分野においても積極的に生涯学習への取り組みが進められています。

◀課題▶

生涯学習を取り巻く状況は、少子高齢化、グローバル化、地域コミュニティの衰退、生涯学習や社会教育の提供主体の多様化など、変化が続いています。

行政が生涯学習に対する要請に迅速かつ的確に応えるためには、それぞれの専門分野において、日頃より市民の声や社会情勢を的確に把握し、必要とされる学習の機会や情報を提供していく推進体制が求められます。そのためには、行政全体が生涯学習社会の実現を共有する施策として確認し、すべての職員が、市民の学習意欲に気づき、その活動を支援していくために、全庁的にそれぞれの機能や役割を十分に生かした生涯学習推進の取り組みや連携協力に向けた道筋を示すことが必要です。

波線部は「はじめに」から移動

そのためにも、平成 30 年 12 月に中央教育審議会の答申で示された「ネットワーク型行政の実質化」、また、平成 31 (2019) 年度からの西東京市教育計画において「生涯学習推進体制の充実」の中で示す「生涯学習行政のネットワーク化」や「地域の関係機関・団体との連携・協働」を一層進めていく必要があります。

◇社会教育施設が中核となって生涯学習を推進している

西東京市には、公民館や図書館といった社会教育施設のほかに、文化・スポーツ施設、市民交流施設、保健福祉施設、子育て支援関係施設など、様々な領域の施設があり、市民の生涯学習の活動場所として、活発に利用されています。

なかでも、専門性を有する職員が配置された公民館が5館1分室、図書館が6館あり、市民の生涯学習推進の中核を担う施設として、様々な学習の機会や学習支援サービスを提供してきました。公民館では、各館が地域に密着した「学び合いの場」を提供するため、幅広い市民層を対象とした多様な学習機会を提供し、市民主体の生涯学習への支援に取り組んできました。また、図書館では、利用者層に合わせた資料収集、調べものや相談に応じて資料や文献を提示するレファレンスサービスの強化、祝日開館や開館時間の延長などに取り組み、図書館事業の質の向上や利用者の利便性の向上を進めてきました。

《課題》

今後さらに、市民の主体的な生涯学習活動を支援するため、身近な公共施設での学習支援や利便性の向上に努める必要があります。

また、公民館、図書館が市民の学習活動の拠点としての役割を果たすためには、公民館・図書館の機能の充実を図るとともに、地域課題のタイムリーな捕捉や解決のためには関係各課との連携等が重要であることから、関係課や関係機関同士の連携した事業展開に向け、生涯学習推進のネットワークづくりを進めていく必要があります。

(3) 生涯学習に関する市民の意識

◇生涯学習活動の充実についての満足度は高まっている

平成29年に実施された「市民意識調査」によれば、平成24年の市民意識調査と比較し、「生涯学習活動の充実」は重要度・満足度ともに高くなっています。これは、これまで社会教育施設の他、文化・スポーツ施設や市民交流施設、保健福祉や子育て支援関連施設などの整備を図り、様々な学習機会や学習支援サービスの充実を図ってきた結果といえます。

《課題》

少子高齢化が進む後は、市民がそれぞれのライフステージに合わせ、自分に合った学習や活動に出会えるよう、年間を通した生涯学習事業の提示や多様な事業主体との連携・協働など、これまで以上に市民の多様な学習ニーズにきめ細かく応える学習支援体制づくりが求められます。

また、これからも予想される厳しい財政状況にあって、現状の行政サービスを維持するためには、行政と市民との協働の取り組みが一層必要となります。生涯学習事業への市民参画や学んだ成果を地域の課題解決に活かすしくみづくりなど、学習を媒介とした地域での関係づくりが求められます。学習者自身がこれまでの社会的サービスの受益者から提供者ともなり、地域の中に市民同士の互恵的な関係を創りだすといった生涯学習の取り組みは、市民一人ひとりが自分たちの生涯学習への関心や意義を高めることにもつながります。

◇生涯学習情報提供への要望は高い

平成29年10月に実施した「教育計画策定のためのアンケート調査」において、生涯学習に関して知りたい情報として、「開設されている講座・教室の情報」「利用できる施設の場所・時間などの情報」、「講演・展覧会などのイベント情報」などがあげられています。また、生涯学習を行うにあたって困っている点としては、「費用がかかる」「仕事が忙しくて時間がない」「学習内容や時間帯が合わない」のほかは、「開催されている講座や利用できる施設がわからない」「どうやって活動すればいいかわからない」といった理由が上位にあがっており、市民の生涯学習を進めるためには、生涯学習に関する情報提供の充実への要望が高いことがうかがえます。

《課題》

「教育計画策定のためのアンケート調査」では、生涯学習に関する情報が充実しているか、という問いに対し、「そう思う」の割合が20%、「そう思わない」の割合が60%でした。

生涯学習情報の提供にあたっては、情報格差や情報弱者が生じないように、必要としている人に適した方法で届くよう、市報や公民館だより、図書館だよりなどの紙媒体、市ホームページや図書館ホームページといった電子媒体、さらには学習相談窓口での対応など、様々な形態での情報の整備や提供方法の充実に取り組む必要があります。

◇利用しやすい施設としての評価は図書館が高い

「教育計画策定のためのアンケート調査」では、西東京市の学習環境としては、利用しやすい施設として、「そう思う」の割合が最も高いのは図書館で65%、次いで、スポーツ施設（体育館や運動場など）、公民館（講座、施設の貸し出しなど）となっており、公民館や図書館が市民の学習の場として活用されていることがわかります。

《課題》

今後さらに、公民館、図書館などの施設が、市民の学習活動の拠点として活用されるよう、時代や社会の変化に適應した質の高い学習支援サービスの提供や利用しやすい施設運営への取り組みが必要です。

3 指針の基本的な視点

西東京市の生涯学習推進指針は、ユネスコ学習権宣言により示された「学ぶことの意義」を再確認し、市民一人ひとりの生涯学習を支援するとともに、地域の中で学習の成果を活かすことにより、市民の学びと行動の循環を促進する「循環型の地域学習社会」の構築をめざし、「だれもが主役」で輝く、市民の主体的な学びと地域での豊かな関係に支えられた学習環境を創造するため、次の視点を大切にして策定します。

(1) いつでも どこでも だれでも

～すべての市民が主体的に学習できる環境づくり

生涯学習社会の実現のためには、市民一人ひとりの「学びたいという思い」が実現化され、実現化されていくという過程が大切です。そのために、市民の学ぶ意欲や学習活動との出会いを大切にするという視点で、行政のこれまでの学習支援にとどまらず、より多くの市民が主体的に参加でき、地域の中で学び続けることができる環境づくりをめざします。

(2) ひろがる学びを大切にする

～市民の主体的な学びとまちづくりとをつなぐ学習への支援

生涯学習社会の実現、それは市民一人ひとりの自己実現とともに、他者と共存する生活の場である地域をより豊かなものにしていくことでもあります。そのための生涯学習の充実に向け、市民一人ひとりが自発的に行う学習活動を支援するとともに、学ぶ者同士の交流や繋がりを大切にします。学びを通じた豊かな人間関係が地域に広がり、学習成果を他者のために活かしたり、地域に還元しようとする「まちづくりの担い手となる市民」の主体的な学びを支援し、共に生き、共に学び合う西東京市らしい生涯学習の推進をめざします。

(3) よりよいネットワークづくりをめざして

～参画と協働のしくみづくり

社会の変化に伴い、多様化する学習ニーズに応じた生涯学習の推進に向けては、市民・団体・企業・行政など様々な主体のよりよいパートナーシップが必要です。そのため、生涯学習の推進にあたっては、住民自治を根本に据え、参画と協働を進めていくことをめざします。

4 指針の基本理念と方向性

西東京市では、必要なときに、いつでも、どこでも、だれもが何でも学べ、その成果を地域・社会で活かせる生涯学習社会を、市民・団体・企業・行政など様々な主体の参画と協働によって実現していきます。

また、西東京市の生涯学習推進にあたっては、以下に示す「基本理念」と「方向性」に基づき、庁内の各種計画における実行計画や各部署における施策・事業において、それぞれの専門性を生かし展開していきます。

(1) 基本理念

① “だれもが主役” ～ 市民主体のいきがづくり

市民の学びに対する意欲を高め、市民一人ひとりが主体的に生涯学習を実現していけるように、市民の主体的な学習活動を側面から支援し、学習環境を充実させていきます。

② “学び合い” ～ 相互学習による関係づくり

市民・団体・企業・行政などによる学習支援のつながりを充実させ、市民相互の学び合いを促進し、学習の広がりの拡大をめざします。

③ “育ち合い” ～ 生きるための学びを通じた人づくり、地域づくり

ライフステージ別の課題解決に役立つ学習活動を促進します。また、様々な世代が交流するための機会を提供し、地域社会全体の教育力の向上につながる人づくり、地域づくりを促進します。

(2) 方向性

① 市民の学習活動と成果の活用のための環境整備

市民の学習活動と成果の活用がしやすい学習環境を創造するために、情報提供、施設整備、人材育成や推進体制などについて、全市的かつ全庁的な調整を行いながら総合的に推進します。

② ライフステージや生活課題に対応する学習支援の充実

市民のライフステージや生活課題に対応した学習支援を、関係各課・施設・機関などと連携しながら推進します。

③ 市民と行政の協働による地域の学習環境づくりの展開

地域に根ざした学習活動を振興するために、市民と行政の協働による地域の学習環境を整備します。

参考 個別計画・事業の例

平成 26 年度以降の生涯学習の推進に向けては、西東京市における生涯学習推進の理念と方向性を指し示す「生涯学習推進指針」を策定し、より即応性のある対応が可能となるよう、具体的な実施計画や事業内容に関しては、この指針を反映した個別計画を策定し、推進していくこととなっています。

どのような分野・事業が生涯学習の推進に資するものであるかイメージしやすいよう、平成 25 年度までの「生涯学習推進計画」において、推進状況の確認を行っていた事業が位置づけられた個別計画を以下に例示します。

- 地域防災計画
- 食育推進計画
- 地域福祉計画
 - 健康づくり推進プラン
 - 子育て子育てワイワイプラン（子育て支援計画）
 - 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - 障害者基本計画
- 文化芸術振興計画
- スポーツ振興計画
- 産業振興マスタープラン
- 男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画
- 環境基本計画
 - 環境学習基本方針
- 都市計画マスタープラン
 - みどりの基本計画
 - 人にやさしいまちづくり推進計画
- 教育計画
 - 子どもの読書推進計画

これらの計画に基づく以下のような事業については、「生涯学習推進計画」において推進事業として位置づけられ、その推進状況を年度ごとに確認していました。

- 1) 市民の学習活動のための環境整備に資する事業（各種の学習情報提供、学習支援機能の強化、学習施設の利用促進等）
- 2) ライフステージや生活課題に対応する学習支援に資する事業（ライフステージごとの相談事業、出前講座、ボランティアの養成・確保、関係機関等との連携等）
- 3) 生涯学習の展開に資する事業（地域コミュニティに対する支援、市民提案による企画事業等）



西東京市生涯学習推進指針

(改訂版)

“だれもが主役”で輝く
環境型の地域学習社会の創造をめざして

平成31年3月

発行 西東京市

編集 西東京市教育委員会教育部社会教育課

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号

042-438-4079